

徳島県妊孕性検査支援事業 Q&A

(R7.4時点)

(1)助成要件・助成内容について			
Q1	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	A1	妊孕性を知るための(不妊)検査※が対象です。 ※医師が必要と認めた検査 男性の精液検査、女性の抗ミュー管ホルモン検査は必須検査です。 検査項目等でご不明なことがあれば検査を受けた医療機関に確認してください。
Q2	必須検査を設ける理由はなんですか。	A2	不妊の原因は、男性側にも女性側にも同じくらいの割合であることから、妊孕性にかかる検査は男女共に受けることが大切です。 男性には精液を調べる検査を、女性には卵巣の機能が年齢相当であるかを調べる抗ミュー管ホルモン検査（AMH）を必須検査としています。
Q3	必須検査等の結果説明は受けられますか。	A3	検査結果を正しく理解した上で、今後のライフプランの決定に活かしていただくため、検査を実施した医療機関の医師から、結果説明をいただくこととしています。 なお、検査実施医療機関は、産婦人科の専門医や生殖専門医がいる医療機関に限定し、受検について十分な説明が可能な体制を整備しています。
Q4	助成の対象となる要件はなんですか。	A4	申請日時点で法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしている方が対象です。 ①過去に不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと ②助成の申請時に、夫婦の一方又は双方が徳島県内に住所を有していること ③検査開始日における妻の年齢が40歳未満であること ④事業対象医療機関で、夫婦ともに検査を受けていること （夫婦のいずれかが検査を開始して1年以内にもう一方が検査をすること）
Q5	助成の対象者に「不妊治療を受けたことがないこと」とありますが、自費診療分だけが対象ということですか。	A5	自費診療でも保険診療でも、不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがある場合は対象外です。
Q6	妊孕性を知るための検査をした結果、不妊治療を始めることになりましたが、妊孕性に係る検査については助成の対象になりますか。	A6	検査終了日までに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けていないのであれば、助成の対象です。

Q7	タイミング療法や排卵誘発剤治療を開始していても、 本事業の対象となりますか。	A7	検査と同時期にタイミング療法等を開始することがあるため 対象となります。
Q8	夫の年齢に制限はありますか。	A8	ありません。
Q9	所得の制限はありますか。	A9	ありません。
Q10	異なる医療機関で同じ検査を2回以上受けている場合でも、 助成の対象となりますか。	A10	各医療機関の医師が妊孕性を知るために必要と認めた検査に関しては 対象となります。
Q11	2カ所の医療機関で検査をした場合、 それぞれの証明書(様式第2号)作成にかかった文書料は 助成の対象となりますか。	A11	2カ所分の証明書(様式第2号)作成にかかる文書料も対象となります。
Q12	証明書(様式第2号)作成にかかった文書料は 助成の対象となりますか。	A12	証明書(様式第2号)作成にかかる文書料も対象となります。
Q13	検査開始日とはいつのことですか。	A13	検査を複数回にわたり受けた場合は、そのうち最も早い日をいいます。
Q14	検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。 助成の対象となりますか。	A14	複数回にわたり検査を実施した場合も、助成の対象となります。
Q15	夫婦が別居していて別の都道府県(外国を含む)に居住しています。 徳島県で申請できますか。	A15	申請日時点で、夫婦いずれかが徳島県内に住民票を有していれば申請できます。
Q16	申請は何回できますか。	A16	1夫婦につき1回限り申請できます。 複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、 まとめて申請ください。 なお、申請後に再度検査をした場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再 度の助成金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。
Q17	既に子どもがいる場合でも助成の対象となりますか。	A17	対象となります。 ただし、以前に助成を受けている場合や不妊治療を受けている場合は 対象となりません。
Q18	第1子は体外受精で授かり、今回、第2子を希望し、 検査を考えています。助成の対象となりますか。	A18	過去に不妊治療を受けたことがあるため、助成対象となりません。

Q19	検査途中で妊娠しましたが、流産となりました。 その場合、その後の検査は申請の対象になりますか。	A19	妊娠前の検査は対象となりますが、妊娠した段階で、 それ以降の検査は対象外です。
Q20	県外の医療機関で不妊検査を受診しました。 申請できますか。	A20	助成対象となりません。 事業対象医療機関（県ホームページに掲載）で受検した検査が対象となります。
Q21	検査開始日時点では妻の年齢は39歳でしたが、 検査を受診している間に、40歳に到達しました。 その後の検査は対象となりますか。	A21	検査開始日時点で40歳未満であれば、検査の途中で40歳に達しても、 検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。
Q22	検査開始日時点では、夫婦ともに徳島県外に居住していましたが、 申請日時点で、徳島県内に住民票がある場合は、対象となりますか。	A22	対象となります。 ただし、事業対象医療機関（県ホームページに掲載）で受検した検査に限ります。
Q23	婚姻届の提出前に二人で対象の検査を受けましたが、 助成の対象となりますか。	A23	婚姻の有無を問わず、事実婚であれば助成対象となります。 ただし、事実婚の場合は、 別途申立書等の提出が必要となります。
（２）令和6年6月1日以降の制度拡充について			
Q24	令和6年6月1日以降の制度拡充の要件は何ですか。	A24	令和6年6月1日以降、次の2点の対象要件を拡充しました。 ① 対象となる検査は、 <u>保険適用・適用外問わず</u> 、 医師が必要と認めた妊孕性を知るための（不妊）検査とする ② <u>性感染症検査に係る費用を対象とする</u>
Q25	本事業の申請を過去に行いましたが、令和6年6月1日以降に 性感染症検査をした場合には、再度申請ができますか。	A25	申請は、夫婦1組につき1回限りであるため、再度申請はできません。
Q26	検査日によって、申請対象となる検査に違いがありますか。	A26	<u>抗ミューラー管ホルモン検査と性感染症検査は、検査日により対応が異なります。</u> ○抗ミューラー管ホルモン検査（女性）、精液検査（男性）等 検査日：～R6.5.31 「保険適用外検査」のみ申請対象 検査日：R6.6.1～ 「保険適用」、「保険適用外」とも申請対象 ○性感染症検査 検査日：～R6.5.31 申請対象外 検査日：R6.6.1～ 申請対象

Q27	令和6年5月31日までに受けた 保険適用外 の検査と、 令和6年6月1日以降に受けた 保険適用 の検査や 性感染症の検査 費用を、併せて申請することは可能ですか。	A27	可能です。 <例> R6.5.31以前に次の項目を受検 【女性】①（保険適用外）抗ミュー管ホルモン検査 ②（保険適用外）抗精子抗体検査 【男性】③（保険適用外）精液検査 R6.6.1以降に次の項目を受検 【男女】④ 性感染症検査 ①+②+③+④の合計金額のうち上限25,000円までが対象となります。
Q28	令和6年5月31日までに、 保険適用 で必須検査の抗ミュー管ホルモンを受けた場合、 助成の対象者となりますか。	A28	次のように男女の必須検査を保険適用・適用外問わず受検していれば、 助成の対象者となります。 ただし、令和6年5月31日までの 保適用 の費用は、 助成に含めることができません。 R6.5.31以前に次の項目を受検 【女性】①（保険）抗ミュー管ホルモン検査 【男性】②（保険適用外）精液検査 R6.6.1以降に次の項目を受検 【女性】③保険適用・適用外問わず各種検査 【男性】④保険適用・適用外問わず各種検査 この場合、男女ともに必須検査を受検しているため助成対象となります。 ただし、①は保険適用で実施しているため、助成対象外。 申請できるのは、 ②+③+④の合計金額のうち上限25,000円までが対象となります。
Q29	令和6年6月1日以降、 申請書類で変更となった様式はありますか。	A29	（様式第2号）徳島県妊孕性検査支援事業受診等証明書の内容が変更となっています。令和6年6月1日以降に、検査を実施し、申請する場合は、新しい様式を利用ください。旧様式では受付はできません。 ※令和6年6月以降も、令和6年5月31日までに受けた検査は旧様式にて申請受付が可能です。
(3)治療期間と申請期限について			
Q30	夫婦が別の日に不妊検査を受けた場合、 検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	A30	夫婦それぞれの初めての検査開始日のいずれか早い日が基準となります。

Q31	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	A31	夫婦のどちらかが検査を開始した日から、検査を終了するまでとなります。 なお、夫婦のいずれか早い方が検査を開始した日から1年未満となります。 (例) 令和6年4月8日に検査を開始した場合、 令和7年4月7日までの検査が助成対象です。
Q32	申請期限はありますか。	A32	原則助成の対象となる検査が終了した日の属する年度内(4月1日～3月31日まで) です。 ただし申請は、必要書類が不備無く揃った状態でなければ受け付けられません。
Q33	「夫婦ともに検査を受けていること」とはどういうことですか。	A33	夫婦のどちらかが検査を受けて1年未満にもう一方が検査を実施していることです。 必ずしも、同じ医療機関に受診する必要はありません。
Q34	検査が終了しなければ申請できませんか。	A34	夫婦の自己負担額合計が2万5千円を超えた場合は、申請が可能となります。 (助成の上限に達するため) この場合、医療機関の証明書(様式第2号)は、 直近の受診日までの期間で作成するよう依頼してください。
Q35	複数回の検査の途中で、自己負担額が2万5千円を超えました。 この時点で申請できますか。	A35	申請可能です。
Q36	検査が終了しましたが、自己負担額が2万5千円未満でした。 申請できますか。	A36	申請可能です。 ただし、助成回数は夫婦1組につき1回のため、 助成額が2万5千円未満の場合でも、再度助成申請することはできません。
(4)医療機関について			
Q37	受診する医療機関の指定はありますか。	A37	当助成事業の対象となる(証明書を発行できる)医療機関の一覧を 徳島県ホームページに掲載しています。 一覧に掲載されている以外の医療機関で受検した検査は、助成の対象外です。
Q38	夫婦が別の医療機関で受診している場合は対象になりますか。	A38	対象になります。 その場合、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
Q39	検査の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	A39	転院があっても対象の医療機関であれば助成の対象となります。 ただし、申請にあたっては、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
(5)申請書類について			
Q40	申請書(様式第1号)の日付は、 いつの日付を記入するのですか。	A40	申請書を記入した日にしてください。

Q41	申請書を書き間違えた場合は、どのように訂正すればよいですか。	A41	書き間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい内容を記入してください。 修正テープ等での修正はしないでください。
Q42	住民票の写しは、夫と妻それぞれに必要ですか。	A42	まとめて記載されているもので結構です。 夫と妻の住所、氏名、生年月日及び 続柄 が記載されているものに限りです。 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの また発行から3か月以内のものを提出してください。
Q43	マイナンバーが記載された住民票を取得してしまいました。再取得が必要ですか。	A43	マイナンバーを黒塗りして使用することができますので、再取得は不要です。
Q44	パートナーが県外在住の場合、県外の住民票も必要ですか。	A44	県内に在住している方の住民票だけで結構です。
Q45	事実婚の場合、両人の住民票が必要ですか。	A45	同一住所に登録(同一世帯)があり、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、「同居人」等の記載がある場合は、1通の住民票の提出で結構です。 同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」として登録されている場合や、住所が別の場合は、それぞれ1枚ずつの住民票の提出が必要です。
Q46	外国籍であるため、戸籍謄本を提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	A46	婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、 自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。
Q47	領収書の提出は必要ですか。	A47	不要です。 領収内容は、受検医療機関で様式第2号に記載を依頼してください。
Q48	振込口座は、どの口座でもよいですか。	A48	申請者名義の口座であれば、どちらの口座を記入いただいてもかまいません。
Q49	振込先口座の通帳がない場合は、どうしたらよいですか。	A49	通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーを提出してください。 ネット銀行の場合は、口座番号、口座名義、銀行コード等が掲載されたページを印刷して提出してください。
(6)申請手続きについて			
Q50	申請窓口はどこですか。郵送での申請は可能ですか。	A50	お住まいを管轄する保健所に郵送又は窓口にて書類を提出してください。 郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、記録が残る方法で送付してください。

Q51	申請書に不備があった場合はどうなりますか。	A51	申請書類の不備があった場合や、記載内容に疑義がある場合は、電話等でご連絡します。 申請書（様式第1号）に日中連絡のつく電話番号（できれば携帯番号）を記載ください。ただし申請は、必要書類が不備無く揃った時点で受付となります。
(7)その他			
Q52	助成金はどのくらいで振り込まれますか。	A52	書類の不備がなければ、1～2ヶ月程度で指定口座に振り込みを行います。
Q53	提出した証明書や申請書の写しが必要ですが、後日返却やコピーを提供してもらえますか。	A53	各申請書類の返却はできませんので、写しが必要な場合は、ご自身で提出前にコピーをとり保管ください。
(8)検査実施医療機関（様式第2号証明書作成関係）			
Q54	証明書(様式第2号) の記載にあたり初診料と再診料は含まれますか。	A54	含まれません。ただし判断料、検査説明料は検査代として含まれます。
Q55	夫婦がそれぞれ別の医療機関を受診した場合、証明書（様式第2号）に、受診していない夫もしくは妻の氏名や生年月日の記入が必要ですか。	A55	記載の必要はありません。ただし、治療開始時に妻の年齢が40歳未満でなければ、本事業の対象にはならないためご注意ください。
Q56	他の助成制度と重複する検査項目はありますか。	A56	県内の一部市町村が実施する「一般不妊治療助成事業」の対象検査と本事業の検査が重なる可能性があります。 他の助成と検査項目が重複していない旨、確認をお願いします。
Q57	子宮頸がん検診は本事業の対象となりますか。	A57	対象外です。
Q58	実施した超音波検査は全て助成の対象となりますか。	A58	本事業の対象は、妊娠の妨げとなる要素の確認を目的として実施する1回目のみです。 排卵誘発等により卵胞状態の確認のために実施する2回目以降は対象外です。